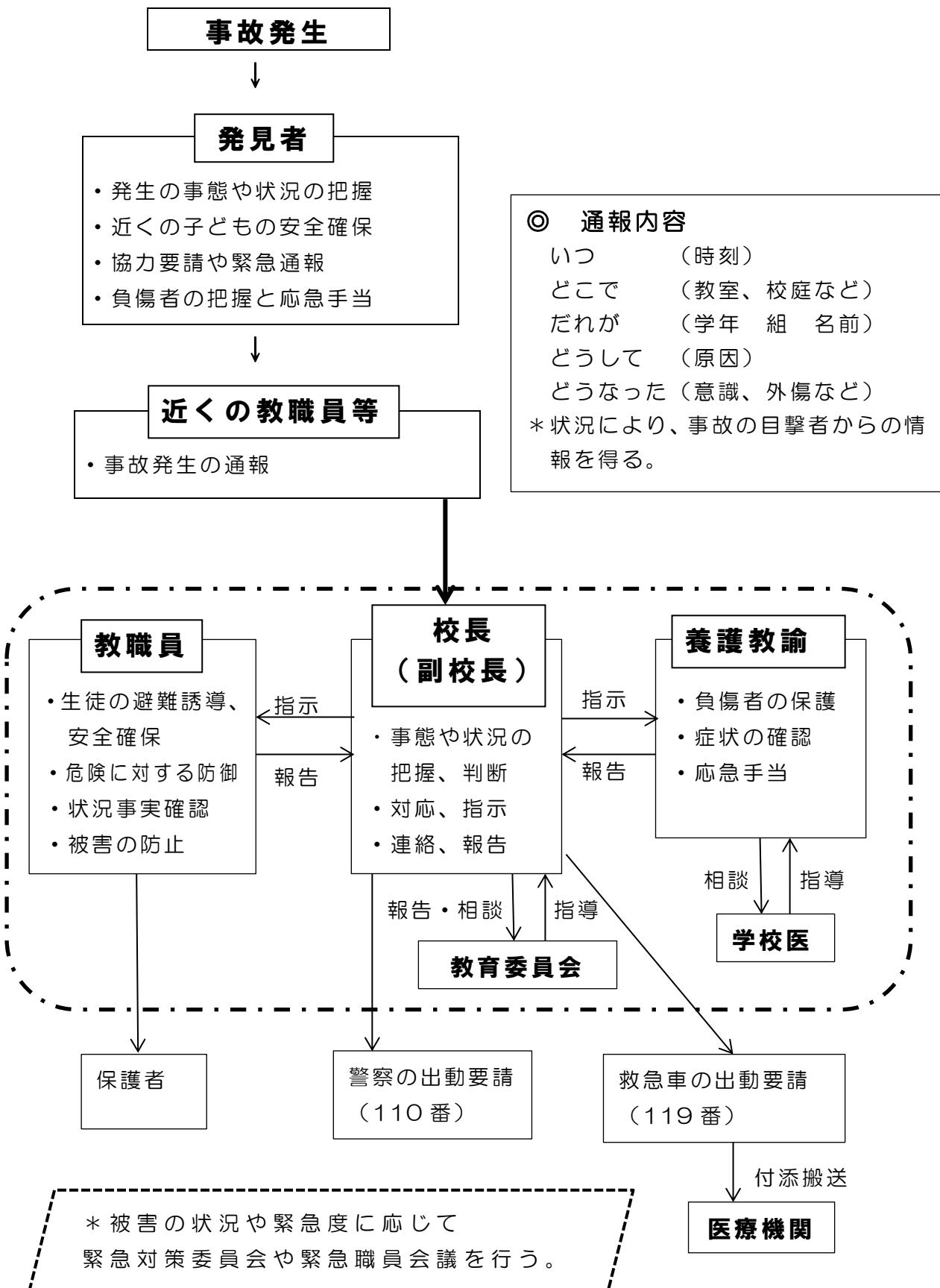


1. 事故現場での対応体制



2. 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none">事態や状況の把握、判断副校長、教職員、養護教諭等への指示防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 教務主任 生活指導主任	<ul style="list-style-type: none">救急車の出動要請警察の出動要請保護者への連絡教育委員会への報告報道機関との対応記録
避難誘導	学級担任 教科担任 学年主任	<ul style="list-style-type: none">避難場所への誘導避難場所での安全確保
防 御	副担任	<ul style="list-style-type: none">暴力の抑止と被害の防止
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none">負傷者の保護症状の確認応急手当健康状態の把握心のケア

3. 事故発生後の報告と事後処理

(1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。
記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3) 記録の管理

- 事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4)一般生徒への指導

- ・一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5)対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6)保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」
「救急車をお願いします。」
「江戸川区立二之江中学校です。」
「住所は江戸川区春江町 5-3-1です。」
「電話番号は、03-3686-2281です。」
「けが人(病人)は 中学○年生、男子、(けがの起きた状況)」
「症状、けがの状態は _____」
「救急車は体育館前にお願いします。職員が誘導します。」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。